

公

示

九州運輸局長
令和7年4月11日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年4月22日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第1号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
7-1	株式会社N. IZUMIホールディングス	○施設及びエリアに係る定額運賃の設定 ・熊本空港～下通・サンロード新市街エリア 特定大型車：8,400円 普通車：5,400円	熊本交通圏	【管轄運輸支局】 熊本運輸支局
7-2	有限会社第一交通タクシー	○施設及びエリアに係る定額運賃の設定 ・熊本空港～下通・サンロード新市街エリア 普通車：5,400円	熊本交通圏	【管轄運輸支局】 熊本運輸支局
7-3	松浦タクシー株式会社	○迎車回送料金の変更 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	伊万里市、西松浦郡	【管轄運輸支局】 佐賀運輸支局
7-4	松井 芳和	○迎車回送料金の設定 迎車回送距離が2キロメートルを超える場合は、発車地点から2キロメートルの地点を距離制運賃の起算点とする。 ただし、2キロメートル未満の回送料は収受しない。 ○遠距離割引の設定 特定大型車：10,000円を超える部分につき2割引 大型車：5,000円を超える部分につき2割引 普通車：5,000円を超える部分につき2割引	東彼杵郡	【管轄運輸支局】 長崎運輸支局